

～平成 27 年度日程表～

月	第 2 水曜日 市民相談 法律相談	第 4 水曜日 市民相談
5 月	13 日	27 日
6 月	10 日	24 日
7 月	8 日	22 日
8 月	12 日	26 日
9 月	9 日	24 日
10 月	14 日	28 日
11 月	11 日	25 日
12 月	9 日	24 日
1 月	13 日	27 日
2 月	10 日	24 日
3 月	9 日	23 日

※ 9/24、12/24 は第 4 木曜日です

市民相談・法律相談の
一案内



市では、市民の皆様様々な悩みの解決や、行政に対する苦情解決の促進の一助として、市民相談・法律相談を実施しています。
相談は、無料で秘密は守られますのでお気軽にご相談ください。
相談は原則として予約制です。予約状況はお問い合わせください。
なお、電話による相談は実施しておりません。

◎市民相談

毎月第 2・第 4 水曜日
10 時～15 時

内容 一般相談、行政の仕事に対する要望や苦情相談
相談員 市民相談員

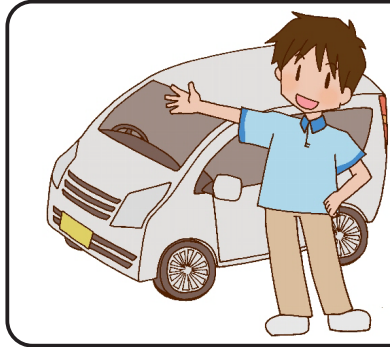
◎法律相談

毎月第 2 水曜日
10 時～15 時

内容 相続、土地・建物の賃貸借、賠償、訴訟手続き、その他日常の法律問題
相談員 市顧問弁護士
会場 市役所 2 階会議室
予約・問合せ先 市民保健課市民係
(窓口②) ☎22215

平成 27 年度

軽自動車税等の
減免申請について



身体の障害又は精神障害のため日常生活において歩行が困難である人の通院、通学または生業のためにもっぱら使用される自動車等（原付等 2 輪車含む）について一定の基準のもとに、軽自動車税が減免されます。
軽自動車税の減免は毎年申請が必要ですのでご注意ください。

◎平成 27 年度軽自動車税の減免申請の期限は

5 月 29 日（金）です

納期前日までに減免申請書の提出がない場合、受けられないことがありますのでご注意ください。

減免される自動車税等の範囲

① 登録上の所有者が減免を受ける本人の名義になっていること。
② 申請者一人について 1 台だけ減免できます。

※ 4 月 1 日現在、自動車税検査証の所有者欄が原則として本人名義であることが必要です。

※ なお、障害者である本人が所有している自動車を本人が運転する場合にしか認められないので注意してください。（障害の度合いに応じては生計を一にする人も可となります）

※ 申請者がある程度の障害の度合いに達していたとしても、本人が社会福祉施設や病院に入園（院）し、自動車を運転する者と生計を一にしていない場合には減免できません。

申請に必要な書類

- ・ 身体障害者手帳、戦傷病者手帳又は精神障害者保健福祉手帳
- ・ 車検証
- ・ 運転する人の運転免許証
- ・ 印鑑
- ・ 委任状（同居の親族以外）

※ 詳細については、各問合せ先までご相談ください。

問合せ先
軽自動車税

税務課市民税係（窓口⑨）
☎22218

自動車税（年の途中で減免に該当した場合）

下田財務事務所課税課
課税第二班
☎242018

自動車税、自動車取得税（車を新規で登録しようとする場合）

沼津自動車検査登録事務所
☎050155402051

軽自動車税（二輪車及び小型特殊車両等）の
改正について

平成 28 年度課税から、原動機付自転車、小型特殊自動車、軽二輪等の車種について新税率が適用されます。

※ 当初、平成 26 年度税制改正により平成 27 年度課税から税率の引上げを実施する予定でしたが、平成 27 年度税制改正により実施期間が 1 年間延期されました。

問合せ先

税務課市民税係
(窓口⑨) ☎22218